

# 政治システムの学術システムとの共進化

——19世紀ドイツにおける「国家と社会の区別」を事例として——

坂井 晃介

本稿の目的は、社会学者ニクラス・ルーマンの社会学理論が、歴史社会的な分析手法として、いかなる性能を有しているかを明らかにすることである。ルーマンは政治の特性を、自己言及的なシステム論とその背後にある機能分化社会の理論により示した。それにより、既存の分析枠組みが十分に考慮していなかった、政治と他の機能領域との間で起こる相互の状態変化を、機能システムの共進化として理論的に定式化した。本稿ではこの議論を、19世紀初頭プロイセンにおける国制改革、ならびに1840-70年代の知識人による「社会」の発見およびその問題視という文脈から歴史的に検討した。その結果、この時期のドイツにおける一連の構造変動は、「国家と社会の区別」という認識図式を準拠点とした、学術システムと政治システムの共進化として捉えられることが明らかとなった。

## 1 問題の所在

戦後ドイツ第二世代の社会学者ニクラス・ルーマン（1927-1998）の社会学理論は、近代社会を政治・経済・宗教・科学など様々な機能領域が分化して成立した「機能分化社会」とみなしたところにその特徴がある。彼の政治システム論も、この議論を前提として形成された。本稿の目的は、これに歴史的な検証を加えることで、ルーマンの議論が経験的な分析のための理論枠組みとして、いかなる性能を有するのかを明らかにすることである。

近代以後の政治や国家を特徴づける試みは、社会学や政治学において多様に行われてきた。ここでその全てを概観することはできないが、少なくとも第二次世界大戦以後の潮流は、以下の三つに整理できる（佐藤 2006a; 佐藤 2009）。

第一に、主に50年代において展開された、

政治的・国家的成果物を様々な社会関係の帰結とみなす社会還元論的アプローチがある。ここにおいては、国家の存在やそこから生み出される政治的諸決定は、社会での支配階層間の権力闘争や、様々な利益団体による利益要求により可能となる、規範的統合の帰結として捉えられた。例えば政治学者デイビット・イーストンは、政治をシステムとして捉え、政治的決定が、入力（人々の欲求）に対する出力として産出されるという因果的図式を示した（Easton 1953 ほか）。

第二に、こういった論者に対する批判的議論として、むしろ政治領域の自律性を強調する国家論的アプローチがある。なかでも社会学者チャールズ・ティリーは、西ヨーロッパにおける絶対主義国家が、16世紀以来の継続的な戦争を通じて統治機構を集権化させていった点に着目する。この枠組みによれば、集権化により様々な階層によって構成される多面的な中間集

団は、均質な「社会」として整備されることとなる。すなわち彼にとり国民国家の形成は、軍事力による当該領域の人々の統治により実現する (Tilly 1975)。

しかしこういった議論も、様々な社会的諸勢力に対し、国家的統治機構を無批判に優位に置く点で批判された。すなわちティリーや同様の議論を展開するアンソニー・ギデンズらは、国家の社会に対する優位性を過度に強調し、社会の側でいかなるせめぎ合いが起こり、政治的決定に影響を及ぼしているのかについて十分に考察を行っていないとされたのである (佐藤 2006a: 141)。そこでこの国家と社会の関係をより仔細に、歴史的な分析として展開する第三の立場として、80年代後半から国家と社会の相互作用を重視する潮流が現れた (例えば Mann1993= 2005a, 2005b)。ここでは統治機構と階級闘争ないし市民的欲求はそれぞれ相対的に自立しつつ、対立したり補完しあったりすることで、互いに影響を及ぼし合っているとされる。つまり国家は単に社会に還元されるわけでもなく、かといって社会から完全に独立しているわけでもないため、両者の相互的な関係が問題となる。

このように従来の政治・国家をめぐる分析枠組みは、政治的領域を社会との関係においていかなる形で捉えるかが主要論点となっていた。1960年代半ばから展開され、80年代前半から90年代後半にかけて自己言及的システム論のもと再構成されていったルーマンの議論もまた、自律的な政治とその外部にある社会的な影響力とのせめぎ合いを論じている点で、上記論者と研究関心の一部を共有している。

しかし上述したように、彼の自己言及的システム論の背後には、近代社会の特性 (機能分化社会) を記述するという彼特有の射程がある。

このもとでは、ルーマンの議論は以下の2つの点で既存の政治社会学的研究とは区別される。第一にルーマンは、政治を「国家と社会」という図式のもとで観察するのではなく、外部との関係を自ら形成する、歴史的に成立したシステムとしてみなした。第二にそこでは、様々な他の機能システム (経済・学術・宗教など) との併存が想定されており、政治システムの作動 (政治的なものの産出) は、単体で捉えられるのではなく、同等の構造を獲得した他のシステムとの関係、すなわちシステム間関係のもとで記述・説明されなければならない。

それゆえルーマンの理論を経験的事象に適用し、その有効性を示すという本稿の試み<sup>1</sup>のもと目指されるのは、政治的決定の産出をめぐる、政治システムと他の機能システムの関係、歴史的に特定していくことである。

以下ではこの観点から、まず準拠する理論装置を確認するため、ルーマンの政治システム論の特性と、システム間関係に関する共進化 Co-Evolution の議論を確認する (2)。続いてこの経験的適用として、19世紀初頭の三月前期におけるプロイセン国制改革 (3)、ならびに革命以後における「社会」の発見および「国家と社会の区別」という思想的モーメント (5) に焦点を当て、その知見を明らかにする。これにより示されるのは、上記文脈が政治システムと学術システムの「共進化」の一事例となりうるということである。

## 2 ルーマン型政治システムと進化理論<sup>2</sup>

### 2-1 政治システムの自己言及性と歴史的構造獲得

ルーマンにおいて近代以後の政治は、いくつかの構造条件を前提した上で成立する、自己言

及的なシステムである。さらにそれは、他の様々な機能システム（科学・経済・宗教・経済等）と並存し、自律して作動する存在として位置づけられる。

政治をシステム論的に把握する手法は、上述したように先行する政治学的研究においてすでに見受けられる。例えばイーストンは、それまでの質的で規範的な伝統的政治学を批判する立場（初期行動主義）から、より客観的で計量的な方法を用い、法や制度が形成される政治過程を経験的に分析するため、システム概念をもちいた。なかでも特徴的なのは、政治システムを入力／出力モデルによって理解しようとしたことである（Easton 1957）。これにより、人々の要求や支持という入力に対して、具体的な政策が出力として現れるという、因果的な政治のあり方が提示された。

ルーマンの議論も、政治をシステム論的に把握し、その基本的機能を「拘束力のある決定の産出」とみなす点をはじめ、イーストンの発想を受け継ぐ。しかしその上で、政治システムの出力のあり方が入力の内実に還元されかねないイーストンの環境開放型政治システム論に対し、政治的決定を外部の要素に還元せず、あくまで政治システムの固有のメカニズムのもとで産出されるものとみなした。

かといって自己言及的システムは単に「孤立」しているとみなされているわけでもない。ここで目指されているのは、イーストンのように客観的に「政治的なもの」の本質に取り組むことではなく、それを非還元論的かつ構成主義的に把握することである（Luhmann 2000: 81=2013: 97）。つまりルーマンは、なんらかの政治に関わる入力や出力を所与とせず、その入力／出力関係<sup>3</sup>を、システム自身がシステム内的な自己（システム）／他者（環境）差異を用

いて、いか自己言及的に作り出しているのかという問題に着目する（Luhmann 1990a: 182）。問題となるのは「政治の特性は、いったいどのようにして政治以外の社会のコミュニケーションと区別されるのか」（Luhmann 2000: 17=2013: 12）という、システム内的峻別に関わる問いである。

このアプローチは、冒頭で示した通り彼の近代社会の理論に関連する。すなわちそれは、身分的に秩序づけられ、宗教的政治的権威を頂点とする階層的に分化した形態から、唯一の審級をもたない機能的に分化した形態へと社会が移行していくという近代化のモデルである（Luhmann 1992=2003）。ここにおいて政治は、諸々のメカニズムの蓄積により、近代に特徴的なシステムとして分出する Ausdifferenzieren とされる。つまり政治システムの要素が差異によりコントロールされうるという状況自体も、歴史的に成立する。

このような自己言及的政治システムの成立は、政治的領域が様々な構造を獲得していくことによって可能となる。例えば死後刊行された『社会の政治』第三章「政治システムの分出と作動上の閉鎖性」では、この獲得されていく諸構造が論じられている。

なかでも集権化とデモクラシーの制度化という二つの契機は、政治システムの分出にとり決定的である。まず集権化は、それまで社会において無限定に配分されていた権力が一者へ集中することを指す（Luhmann 2000: 74-5=2013: 88-90）。これにより政治は、当事者間で見解が異なる状況でも集合的に拘束力のある決定を下すキャパシティを備えるようになる（Luhmann 2000: 93=2013: 100）。また集権化が進展すると、当該領域に関わる事象のすべてが、自然法的・宗教的裏付けによってではなく、権力に関する

選好コード「権力的な優位性／権力的な劣位性（統治している Regierung / されている Regierte）」に従って分類されるようになる（権力のコード化）（Luhmann 2000: 88-91= 2013: 105-9）。

他方でデモクラシーの制度化は、政治システムの分出を後押しする、権力コードを平和的に維持し再生産されるための仕組みである。これは「職務執行の交代を争いなしに成し遂げ」、「そうした交代を手続きをとおして規制する」ことに資するという（Luhmann 2000: 98= 2013: 119）。デモクラシーの制度化はさらに、新たに政治に関与する公衆 Publikum を生み出し、また選挙という形式をとることで、政権党と野党との交換関係を形成する（Luhmann 2000: 103= 2013: 125）。これらも総じて、権力保持をめぐるコンフリクトとしての不確実性を、当該政治システム自体において産出させ、許容範囲内で処理するためのメカニズムである。ルーマンの枠組みのもとでは、政治はこの二つの契機を中心とした過程を経て、自身の要素を自身が作り出すような自己言及的システムとして分出する。3節で検証する歴史的文脈も、まずはこの二つの政治システムの分出に関わる構造形成に準拠して検討されることとなる。

## 2-2 進化理論的前提

以上のような歴史的構造獲得により成立する自己言及的な政治システムが、機能分化社会という秩序像を前提しているということはすでに述べた。本稿の目的に照らしてさらに問題となるのは、一方で政治システムが、環境との関係の中で自身をどのように状態変化させていくのかというものであり、他方でそのような状態変化のもと、政治システムの環境として現れる他の機能システムはどのように政治と関係しうるのかというものである。

両者の問題の主要な論点は、ルーマンの進化理論によってより明確となる。ここでもまたルーマンの議論は、先行する研究の批判的再構成によって展開される<sup>4</sup>。すなわち第一に、ネオ・ダーウィニズムを中心とした古典的進化理論は、進化を変異・選択（淘汰）・再安定化という三つの契機による段階的かつ目的論的プロセスとしてとらえた。それに対してルーマンは進化を、この三つの循環関係として理解する。そこでは変異はシステムの作動（要素となるコミュニケーション）を巡る他なる可能性（バリエーション=変異）の出現として、選択は構造変動に関わるシステムによる、作動の可能性群の中での選択として（Luhmann 1997: 474=2009: 539）、再安定化は選択によってもたらされた構造変動をシステムへ暫定的に組み込むプロセス（かつさらなる変異の前提）として、それぞれ理解しなおされている（Luhmann 1997: 488=2009: 555）。第二に、既存の進化理論は進化における変異を、システム内部で原理的に説明不可能な形で自然発生するもの（細胞の突然変異、人口爆発、人間の天才的着想）として捉えた。また選択はシステムの外部に位置付けられ（適応した生命体のみが生き残る自然淘汰）、安定性は「均衡」として理解される。ルーマンはこの点を批判しつつ、自己言及的システム論の枠組みの中で進化理論を再構成する。すなわち、変異のメカニズムは外部である環境の「攪乱」要因がシステムにおいて考慮される事態を指し、選択はそれによりもたらされた変異をシステム内部においてその優先的価値という観点のもとで観察することである。再安定化はあくまでその都度の瞬間においてのみ、システムの再生産にとって一時的に利用可能なものとして理解される（Luhmann 1990b: 562-3, 576=2009: 608-10, 620-1; Luhmann 1997: 435=2009: 497-8）[図

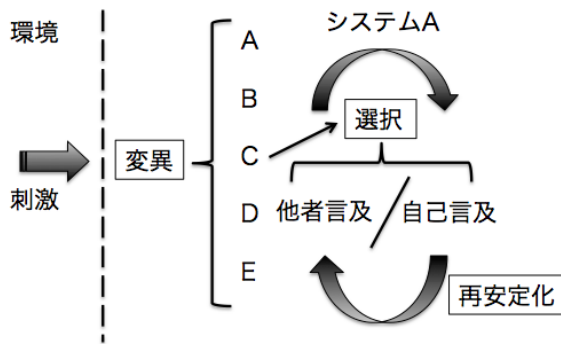


図1 ルーマンの進化理論

1]。

本項冒頭で挙げた政治システムの状態変化という一つ目の問題は、このような自己言及的システム論と組み合わせられた進化理論のもと、機能システムの進化として位置付けられる(Luhmann 1997: 557-69=2009: 632-44)。そこでは政治に限らず、全体社会の部分領域である各機能システムが自身固有のメディア（「象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディア」）を用い、いかにして構造変動を展開しうるかということが焦点となる。

例えば前項で論じた政治システムにおける構造獲得の軌跡（集権化・デモクラシーの制度化）は、これ自体が環境からの刺激により生じたバリエーションからの選択とその定着、すなわち政治システムの進化としてみなされる。また学術システムにおいては、真理という上記メディアにより、真理／非真理というバイナリー・コードのもとコミュニケーションが行われる。そこでは、政治や経済等全体社会の環境のもと、科学者により偶然に生み出される様々な知識が学術システム内部でコミュニケーションされ（変異）、これに学術システムは自身のプログラムに基づき真ないし非真という象徴を貼りつける（選択）。その中で真とみなされたもののみが、既

存の知識との対照を通じて、最終的に教科書・参考書等において再利用され、学術システムに保持される（再安定化）(Luhmann 1990b: 567-9, 578, 586-8=2009:614-5, 622, 631-2)。

このような議論から出発すれば、政治システムの「環境」として現れる他の機能システムが、どのように政治システムに関係しうるのかという二つ目の理論的問題にも、以下のように答えることができる。すなわちルーマンの議論は自律的な自己言及的システムを前提するため、政治システムが歴史的に状態を変化させていく際、それはあくまで政治システム自身の作動による自己変化である。しかしその変化には、他の機能システムによる「刺激」が介在する余地がある。また他の機能システムにとっても、政治システムはさらなる構造変動を導きうるような刺激をもたらす環境である。つまり政治システムと他の機能システムは、互いを自身の進化の前提とみなす。そこでは上述したメディアに定位したバイナリー・コードと自己言及／他者言及という二つの区別を用いて、「自身にとってのみ、つまり当該のシステムにとってのみ関連性をもつ複雑性を形成し、縮減する」(Luhmann 1997: 756=2009: 1044-5)。このような複数のシステムが他方を環境として相互規定するこ

とで起きる構造変化は、「共進化 Co-Evolution」とよばれる。

機能システムの共進化に関する議論は、詳細な歴史的研究が必要とされるが、にもかかわらず政治分野においては十分な展開がみられないという(Luhmann 1997: 562=2009: 635)。だがルーマン自身も、このような政治領域の構造変動を説明しうる枠組みを提示しながら、これを特定の空間と時間に限定した実証研究として昇華しなかった。その代わりに彼が取り組んだのが、政治を科学や宗教など他の機能領域と並行して考察することにより、より大きなスパンでヨーロッパ近代の特性を記述することであった。

それゆえさらなる課題は、以上のような自己言及的政治システム論や進化理論の性能を、ルーマン理論の観点から具体的な事例分析のもとで示すことである。

### 2-3 事例研究に向けて

以上のようなルーマンの一連の議論の多くは、上で論じた先行研究においても論じられていた、いくつかの近代的事象（集権化・画一的市民の登場・国家と社会の相互依存等）を、システム論的・進化理論的に再定式化したものとみなすことができる。

しかし同時に、これらとの差異も見出される。たとえばマンにおいて近代社会における国家と社会の関係は、前者による後者の国家帰属化（例えば Mann 1993=2005b: 120）、あるいはそれを前提として生じる市民や圧力団体による、前者への影響力行使という形で、相互的に捉えられてきた。ゆえに国家と（市民）社会の弁別・分離は、多様な相互関係や相互浸透の強調により否定される（Mann 1993=2005a: 28）。そこでの問題関心は、国家から社会への一方的な権力行使ではなく、むしろ国家を担うエリー

ト層と政党や利益団体など様々な社会諸勢力の相互関係により、法制定や政策決定が導かれるようになるという近代的な政治現象である（「インフラストラクチャー的権力」）。このような概念化により、政党間の闘争や労働組合、企業などにとどまらない多様な社会的アクターと国家の関係を議論することが可能となり、この相互関係の不調和として現れる権力の配分問題（労働運動や社会運動）にも議論が開かれた（佐藤 2006b: 24-31）。

それに対して、システム／環境図式を土台としたルーマンの政治システム論のもとで問題となるのは相互関係ではなく、あくまで政治システムが自己と環境との観察を通じて、自身の構造を自律的に選択するプロセスである。その意味で政治的決定を産出する主体として政治システムの自律性が強調される。さらに、ルーマンのもとではマンが国家と相互浸透する存在として捉えた（市民）社会それ自体が固有の合理性を有する複数の機能領域によって構成されるとみなされている。それゆえ多様な社会的アクターも、他の機能システムの要素として捉えうる視点が導入されている。この点でルーマンの理論構成は、政治が外部における多様な要素を自身の構造変動に関して考慮するに至る過程を、アクターごとのアドホックな関係によってではなく、構造的に同型の機能システム同士の観察と共進化という枠組みで捉え直したところに、その特殊性がある。

以上のようなルーマンの社会理論ならびに政治システム論を経験的に検討するにあたり重要な事例の一つとして、本稿では19世紀ドイツという時代状況を取り上げる。多くのドイツ領邦は19世紀初頭、国制改革という政治的経済的構造変動を経験した。それにより、1840年代以後、国家学や国民経済学などの学術分野に

において、「社会」という国家や個人に還元されえない領域が新たな分析対象となるに至った。この社会をめぐる知的潮流は結果として、新たな政治的展開、すなわち 1880 年代における一連の社会保険立法を中心とする、社会国家の形成を主導したとされる (Bernier 2008: 33-5)。

ルーマンの理論枠組みのもとでは、この歴史的展開を政治システムと学術システムの共進化として捉えることにより、より精緻に記述し説明することができるように思われる。すなわち第一に、19 世紀初頭の国制改革は、幾つかの点で機能分化の一翼を担う政治システムの分出事例であるとみなすことができる。第二にこの国制改革は 19 世紀中頃になると、学術システムの進化を促す「刺激」となり、とりわけ国家学・国民経済学において「社会」という領域の発見をもたらすような変異を生じさせた。第三にそのような新しい学問潮流を、学術システム自身が選択し安定化させたことにより、これがさらに 19 世紀終盤以降、政治システムにとっての新たな構造変動 (社会保険立法の展開) を引き起こす環境となった。本稿ではこのような仮説のもと、とりわけ第一の点である、政治システムの分出かつ学術システムの進化の前提となる環境変化と、学術システムによる政治システムの観察の実際という第二の点を、進化理論に基づき歴史的に検討することとする。

もちろん 19 世紀ドイツの国制史のかつ思想的状況について論じるためには、政治領域と学術領域のみに限定して議論するのでは十分ではない。たとえば人口移動や経済領域の変動 (市場の出現・貧困増加) なども、政治システム・学術システムにおける構造変動にとり、重要な環境となっている。次章以下の記述ではその点についても適宜指摘しつつ、政治、学術両システムの共進化に関わる点を整理して論じること

とする。

### 3 プロイセン国制改革とその帰結

#### 3-1 国制改革にみる政治システムの分出

19 世紀ドイツ諸領邦の歴史的文脈にとり、その後の社会構造に転換をもたらした要素として重要なのは、まずもって 1806 年から始まる一連の国制改革である。

国制史家エルンスト・ルドルフ・フーバーによれば、国制改革で目指されたもののひとつは市民的国民国家の形成である。これは第一に、二重の意味で自由な国民の国家的な創出が含意される。すなわちこの国家形態のもと国民は、消極的には基本権を通じた人格の展開を保証され、積極的には参政権を通じ、国家的意思形成や暴力のコントロールに参加する権利を授けられた (Huber 1990: 4)。また第二に、この国民国家の形成を牽引したのは、教養と財産を有する市民層 *Bürgertum* であった。かれらは国民国家の政治的統一を、文化的・経済的な支配源としても捉えたがゆえに、主導的役割を担った (Huber 1990: 5)。

しかしよく言われる通り、イギリスやフランスに対しドイツにおいては、市民的国民国家形成は下からの革命ではなく、上からの改革という形で実行された。というのもドイツの市民層は、絶対主義的なポリツァイ福祉国家に反抗する際、フランス革命の負の帰結を横目で見ながら、大変革を免れ続けた、身分に定位して統治される伝統的神聖ローマ帝国の幻影に抛り所を求めたからである (Huber 1990: 7)。

改革のあり方は 1806 年神聖ローマ帝国滅亡以後、「新しい庇護者」であるナポレオンとの結びつきや影響力に応じ、諸領邦ごとで多様に展開された。しかし共通していたのは、上述し

た市民権の確定と拡充により、国家的統一が図られ、画一的な領域が同定されたということである。例えばプロイセンについては以下のように概観できる。

まず政治的権利に関わるものとしては、一連の自治体改革と、その背後にある国民代表制構想がある。自治体改革は1808年の都市条例 *Städteordnung* や、1810年代以降展開される郡制改革 *Kreisreform*、州制度改革 *Provinzialreform* など多岐にわたる。しかしそこでの共通の課題は、一方で貴族特権を廃し国民国家による暴力独占を達成しつつ、他方で都市ゲマインデを空洞化させずに、市民に一律の自治権を授けることである (Huber 1990: 173; Nolte 1990: 55)。例えば都市条例では、都市住民は市民権を有する市民 *Bürger* と持たない慰留民 *Schützverwandte* に大別され、前者は出自、宗教によって区別されない共通の権利と義務を有するものとされた (§16, §19)。これにより身分的な階層性は維持されつつ、プロイセン8州に共通の画一的身分が創出された。またその適用範囲も、都市間の区別の廃止規定 (§7)、領主による条例に反する権利・権限行使の禁止規定 (§8) などからわかる通り、プロイセンの都市全体に一律に及ぶものである (割田 2012: 139)。

国民代表制度はその背後にある、プロイセン国家にとってのより大きなプログラムである。プロイセンは南ドイツ諸領邦に比べ、相対的にフランスからの影響力が弱かった。それゆえ政治的刷新を、合理的な国家組織の形成にだけでなく、市民の国家的参与にまで拡張することが試みられた (Nolte 1990: 199)。その課題のひとつは、国民 *Nation* を創出し、彼らを国家と同一視させることである (Huber 1990: 290)。この構想は1810-20年代に本格化した。が、伝統的な特権の制限や喪失を拒む旧身分制派の反対にあ

い、全国レベルでの代表制としては断念され、1823年における州議会制の導入に帰結する<sup>5</sup>。

他方、経済的分野における私的平等については、農地改革ならびに営業改革が重要な意義をもつ。前者についてはシュタインの1807年の10月勅令 (農民解放に関する勅令) がその端緒となる。この勅令の前文では、「諸個人の力の範囲内で手にできる幸福について、これまでそれを獲得するのを妨げていたすべてのものを除去すること」が国家経済の基礎として据えられ、自由主義的国民経済学の精神がうかがえる (Huber 1990: 187)。その上で、土地処分の自由化、農地の併合と統合、隷農制の廃止等が実現された。例えば農民の (その家族も含めた) 領主に対する隷属関係は廃止され、出生や婚姻、契約等を通じた新たな主従関係の形成も禁止された (§10, §11)。これにより、上述した都市条例とも相まって、農村では自由な土地、商品、労働市場が成立し、都市では伝統的なツunft制が解消される。また身分制の特権だけでなく、宗教的権威も減退し、「教会の所領と施設の世俗化により、教会財産もまた自由市場に投入された」 (Koselleck 1962: 95= 1982: 454)。

ハルデンベルクによる営業条例 (1810-1年 / 1820年) はこの傾向に拍車をかけた。職業選択については先の10月勅令において、すでにそれまでの身分的な制約が取り払われていた。すなわち貴族は士官職請求権を失い、市民や農民は自由な土地所有を許された (Huber 1990: 204)。それに加えこの条例により、営業活動に関しては、都市と農村の区別が撤廃され、すべての人は営業税を払えばどんな営業でも始めることができるようになった (Koselleck 1962: 100= 1982: 461)。この営業の自由により、少なくとも原理としては、自由競争を通じた、自己統制的な市場経済が成立したという (Huber



1990: 207)。

このような一連の改革は、2-1 で議論した枠組みに従えば以下のように整理することができる。すなわち、自治体改革により国家市民を制度的に創出し、身分上の区別を維持しつつ画一化していった過程は、政治的決定の主体を単一にし、同時にこの原則をプロイセン諸都市に一律に確定する営みでもあるという点で権力の集中（集権化）として捉えることができる。また政治的権利の（部分的）拡充は、政治的決定の参加者を増やし、公的なコンフリクトを制度的に許容する点で、50年代以後進んでいった選挙法の前提にもなる、デモクラシーの制度化であるといえよう。つまりここに我々は、2-1 で論じたような機能分化という社会構造にむけての政治システムの分出の一端を見出すことができるのである<sup>6</sup>。

他方で、国制改革は経済的権利についての制度形成にも関わっていた。これらは、農民解放や営業条例の内実からも分かる通り、身分や地域、宗教に定位した経済活動を、政治的決定改革によって撤廃・改変する試みであった。つまりプロイセン国制改革は、政治が自律的な機能システムとして分出するのを後押ししたと同時に、その分出によってそれまで未分化であった経済システムが次第に自律的な形態をとる契機にもなったといえる。

もちろんこの分析は、あくまでプロイセンでの改革に限ったことであり、19世紀ドイツという文脈のもとでのさらなる検証のためには、ドイツ全土からみた国制改革の多様性にも目を配らなければならないだろう。19世紀前半の国制改革はドイツ内部でも、プロイセンと西南ドイツ、ライン左岸ではそれぞれ異なる道を辿った。それゆえ政治システムの分出という問題に関しても、代表制による統治機構への人々

の参与の度合い、統治機構の形成傾向等、いくつかのパターンが見られる（Nolte 1990: 198-200）。ルーマンの進化理論的前提に立った際ここから示唆されるのは、政治システムの作動にとって前提となる構造そのものが、そもそも様々なバリエーション（変異）のもと把握されるべきものであるということである。これは神聖ローマ帝国の崩壊という環境が、国家形成を巡る不確実性を生じさせ、それにより変異・選択・安定化がドイツ内部でのそれぞれの地域で別様に遂行されたのではないかという比較可能性に開かれた仮説を導く。

さて、このような記述の仕方を取ることであり、この構造変動が他の社会システム（とりわけ以下では学術システム）の進化において、新たな環境としてどのような位置付けを与えられるに至ったのかというさらなる分析が可能となる。

### 3-2 学術システムの環境変動：社会問題

国制改革によって曲がりなりにも成立したとされる市民的国民国家は、単純に他の社会システムの前提（環境）となるわけではなかった。すなわちこれは、それ以後新たな構造変動をもたらす「問題」となって現れる。

家、支配、ゲマインデ、ゲノッセンシャフトにおける封建的結びつきからの市民社会の解放が、同時に、保護や配慮 *Sorge*、安全性という身分的制度の崩壊を意味していたということ、また市民的に定着した「欲求の体系」[経済的市民社会]のもとで発展のチャンスを構造的に奪われ続けた人が、解放による脱束縛化 *Entfesselung* と脱保護化 *Entsicherung* に伴い、社会的な保護の消失、不安定性への放逐にもまた、直面していたということは、プ

ロイセン改革の直接的な周辺範囲においてはすでに意識されていた（Pankoke 1977: 77, 括弧内は引用者による）。

すなわち改革当初、国民国家の形成は行政領域の拡充・税源の確保・軍事的再編等を背景とした国家市民の創出と農民解放という、一定程度ポジティブな帰結が意図されていた。それが20年代の都市における過剰人口の問題や、34年関税同盟で促進されたドイツ全土での経済発展、35年にはじまる鉄道建設等により、状況は一変する。すなわち古い結びつきを奪われた下層農民はプロレタリアートとなり、貧困状態が深刻化した（Koselleck 1962: 112=1982: 475; Conze 1962: 25）。

このような事態は3月革命以後、とりわけ1850年代に入ると、学術領域、とりわけ国家や経済を扱う分野において、新たな学術的展開を引き起こす「刺激」となった。すなわち、それまでの国家学・国民経済学では、政治領域を国家と個人の自由主義的な区別によって成り立つ（べき）存在として理解しようとしていた。それが1850年代以後になると、上記環境変動を契機として、これまでの特徴づけとは異なる問題の論じ方が複数現れた。「社会」という領域が考察対象となったのもその一つである。次節以下ではこの事態を2節までで考察したシステム論的・進化理論的モデルのもとで検討する。そこではこの「社会」の発見を、学術システムによる政治システムの観察、ならびに学術システムの進化の一事例とみなし、とりわけ分析対象として同時代の知識人による現状分析（4-1）と、その問題性からくる政治的提言（4-2）が扱われる。

## 4 学術システムにおける政治システムの観察と進化

### 4-1 学術システムにおける「社会」の発見

国制改革の帰結として成立した「社会」が、とりわけ負の影響を伴うものとして同時代の知識人の中で認識されるまでには一定の時間を要した。というのも第一に、この社会問題としての大衆貧困 *Pauperismus* は、20-30年代当初、都市への過剰な人口流入に対し工業化が不徹底であるがゆえに生じたものとして捉えられた。それゆえ貧困の原因は、下層農民層が適切に産業的労働過程へ編入されていない状況に見出された。これが結果的に、産業構造への楽観的な過大評価を導いたといえる。また第二に、ウィーン会議を経て緩やかな連合体として成立したドイツ連邦のもと、ナポレオンの征服以来潜在していた自由と統一を志向するナショナリズムはいよいよ前景化した。これにより大衆貧困を中心とした「社会問題」への関心は部分的なものにとどまっていた。

それが統一憲法設立を希求した三月革命の終結以後、すでに顕在化し始めていた都市生活環境の劣悪化や、労働者の過酷な労働環境が議論の俎上に上ることとなり、社会問題は再発見される。1850年代のドイツ知識人は、3月革命以来取り組もうとした課題により、憲法における国家統一を目指す政治的自由主義者、国家機構への参加原則を求めるラディカル民主主義者、両者を否定し既存秩序の安定性を重視する穏健保守主義者という三つの政治的タイプに分類される。そのなかで問題含みの「社会」を巡る新しい議論の担い手は、これら三つの政治的立場それぞれに広く分布し、国家学や公法学、経済学の領域で教鞭をとる者や、ジャーナリストによって構成されていた（Lees 1974: 23-30）。

本節ではその中でも、ヴェルテンベルクの国家学者ロベルト・フォン・モール (1799-1875)、シュレスヴィヒ公国出身で、同国のデンマークからの独立運動にも関わった国家学者・行政学者ローレンツ・フォン・シュタイン (1815-1890)、チュービンゲンおよびオーストリアの国民経済学者・時事評論家アルバート・シェフレ (1831-1903) を取り上げる。もちろんこの他にも、1850年代から70年代において「社会」という新しい領域につき積極的な議論を展開した論者は多数存在する。にもかかわらずこの三者を取り上げるのは、紙幅の都合に加えて、次のような共通点と相違点のゆえである。第一に三者とも、自身の「社会」像を、既存の先行研究を批判しつつ再構成することで、「欲求の体系」として特徴付けられるような経済的市民社会とは異なるものとして概念化した。しかし第二に、同時代においてこの新しい「社会」を認識しつつ、問題解決のために国家あるいは社会の片方を全面化したり、伝統的身分制秩序への回帰を標榜するような理論的・政治実践的試みがあるなか、この「社会」と国家の関係という二元論的図式を維持した。

進化的理論的にいえば、上述した3月革命に至るまでの改革と、それに伴う経済構造の変容という環境変動は、学術システムの部分システムとして位置付けられる国家学や国民経済学にとり、変異の契機となるものであった。さらにいえば上記三者のテキストはその後さらなる環境側(政治システム)における変動の前提となる。

#### 4-2 国家/社会図式のバリエーション

国家と区別される領域への注目そのものは、19世紀にはじめて生起されたものではない。例えばヴィルヘルム・フォン・フンボルト (1767-1835) に代表されるように、18世紀古典

的自由主義の文脈においては、啓蒙絶対君主に対する市民的意識の抵抗が、国家と諸個人の対立として描かれていた (Huber 1990: 97-8)。しかし19世紀半ばの知識人はそれに対し、国家とも個人とも異なる領域を、新たな原理から考察した。

モールはなかでも、社会を構成する原理として利害関心 *Interesse* に着目したところにその特徴がある。モールは従来の国家学が、個人の権利や義務からのみ国家を考察する点を批判した。その上で、人格性 *Persönlichkeit* (個人) や、複数の人格性を共通の目的のもとと結びつける統一性 *Einheit* (国家) を超え出た領域としての社会を、国家学に資する新たな学としての社会科学 *Gesellschaftswissenschaft* という枠組みで構想した。そこにおいて社会とは、共通の利害関心のもと、互いに結びつくことによって形成される、様々なつながり (仲間組織 *Genossenschaft*) の総体のことを指している。例えば諸身分や自治体、人種、労働者、起業家、資本家、信仰などがそれにあたる (Mohl 1851: 35-41)。またここでいう利害関心とは、持続的な性質を有し、精神的あるいは物的に高次の意義をもち、より一般的に普及するものである (Mohl 1851: 41-3)。こういった社会像をモールは、当時のドイツにおいて特異な形で自由主義的展開を遂げたヴェルテンブルクを念頭におき構想したが、そこにおいては、上であげた集団が多元的に存在するだけでなく、個人の帰属のあり方も多角的でありうる状況が想定されている。つまり彼は、身分制秩序の崩壊が帰結する社会的現象を、市民として/公務員として/結社のメンバーとしてというように、多様な集団に同時に帰属することができるような個人のあり方としても概念化していた。

それに対しシュタインは、国家と社会の区別

を階級という視座から論じた。まずシュタインはフランスの歴史状況を念頭に置きつつ、政治的かつ経済的な国家／社会関係の歴史的成立を指摘する。すなわちフランス革命以後、政治的にはヨーロッパにおいて個人の自由と平等を保証する法を根拠とした国家と、その結果として生成される国家に対立する自由な、そして法的に同一視される諸個人が成立する (Stein 1850b: 63)。他方経済的には自由な労働のもとでの資本の獲得が可能となる「国民経済的社会」が現れる (Stein 1850b: 292)。シュタインの分析はそこから、この国家と社会の二元的状況の「変容」に焦点を当てる。すなわち国民経済的社会においては、資本獲得による諸個人間での支配／被支配関係が生まれ、それは有産者と無産者の間での階級闘争につながる。階級闘争は結果的に有産者による無産者の支配、後者の服従に帰結する。しかしこのような不平等でかつ階級対立が再燃する「産業社会」に比して、国家の目的はあくまで、最も自由で完全な人格的發展のため、すべての個々人を向上させることである。これらの命題から帰結するのは、国家の原理と社会の原理の直接的な矛盾である (Stein 1850a: XLIII= 1991: 34)。

以上のような国家学的な議論と並行して、国民経済学においても、同様の立論が見られる。その中で経済領域の非自立性を唱え、社会と経済の相互作用を古典派経済学への明確な批判によって見出したのが、シェフレである。例えば自由の概念についてシェフレは、これが人々の責任を自身の力にしうるものであるという点で評価しつつも、「もし人が自由や責任を、より弱い社会の構成員の遺棄に、剥き出しの自由競争により幸福の理論に適応させるのならば」、これらは虚構でしかないと批判する (Schäffle 1861b: 291)。それゆえ従来の学問的枠組みが前

提する自己責任の論理は、同時代の「人間の社会的状況」からすると妥当しない (Schäffle 1861b: 292)。シェフレはそこから、モールと同様に、アトム化した個人にも中央集権的な国家にも回収されない領域を、利害関心によって展開される場としての社会とみなした (Schäffle 1861a: 24)。すなわち人間は、個人的実体ではなく、無数の脈絡のなかに社会的に絡み合わされている。それゆえ私利私欲や利己主義も、人々の結合の喪失を表すのではなく、社会的な生活における実践的な方向付けのためむしろ必要である (Schäffle 1861b: 292)。この社会状況において要請されるのは、権利と義務等、必要不可欠な形式を備えた、アソシエーションないし自治である。シェフレによればこの存在によって、諸個人は自立可能な領域を得ることができ、破壊的な運動から自身を守ることができる (Schäffle 1870: 616-7)。

以上のように「社会」という新たな領域の成立に定位して政治領域を考察した論者は、各々異なる問題関心からこの領域を特徴づけたが、同時に準拠点として「国家と社会の区別」という形式を共有していた。

#### 4-3 社会政策的含意のバリエーションと政治システムによる観察

しかしながら同時に、「社会」なるものがいかなる領域であるべきか、またそれが孕む様々な矛盾に対して国家はいかに対峙するべきかについては対立が見られる。つまり前節でみた社会の発見・現状の分析とは異なる水準で、国家と社会の理想的な関係や、それを導きうる政策的提言 (社会政策のコンセプト) が、多様に論じられているのである。

例えばモールにおいて社会政策は、徹底して限定的なものにとどまっている。彼は資本

と労働、あるいは階級対立による社会のひずみを40年代から理解していたが、それでもなお、上述した自由主義的社会像を理念的に保持していたがゆえに、物質的な福祉給付を展開することに禁欲的であった。それゆえ、例えば貧困の問題に対して、「もし幸福財 *Glücksgüter* の非均一的な分配が、支援義務の基礎付けに対し方向付けられ、そこから非所有者のための、より富めるものを介しての支援請求権が導かれることが意図されるのであれば、それは誤りであるように思われる」(Mohl 1844: 271) とした。そのうえで、あくまで法治国家原則の範囲内で社会問題の解決を図るという道を選んだ (Mohl 1844: 272)。このことはモールが利害関心に基づく集団に定位した議会制(制限選挙)や、市民の自由を国家干渉に優先させる補助性原理を重視したことにも現れている(木村 2000: 326-39)。

シェフレは社会政策に対してモールと袂を分ち<sup>7</sup>、「国家は社会問題の帰結としての貧困を黙ってみずごし、自助 *Selbsthilfe* がなすことを傍観せねばならないのだという考え方は受け入れられない」(Schäffle 1870: 616) とする。また同時に、国家活動の拡張範囲を考察することで、国家扶助 *Staatshilfe* か自助かという二項対立を越えて問題に取り組むことを目指した (Schäffle 1870: 618-9)。そのためにシェフレが国家的援助の宛先として提示したのは、権利扶助 *Rechtshilfe* である。この原則は、商業や農業・貧困救済・健康保養に関して (Schäffle 1870: 625)、労働者が社会的過程を組織し、彼らの要求が利害関心に合致するよう、表明できる場を形成する手段である (Schäffle 1870: 627)。具体的にはアソシエーションの促進が意図されているが、ここではモールが想定するよりも積極的に、国家が不平等の是正のため圧力行使を行う

ことが求められている。

またシュタインも、産業社会化に伴う問題を統合の危機 *Integrationskrise* と正統性の危機 *Legitimitätskrise* に区別した上で、それぞれに処方箋を提示した。前者に対しては社会的紐帯の喪失によって生じる、階級や結社等の直接的な利害表出の対立を、利益の相互性の創出によって克服することが目指されるべきであるとした。その担い手となるのが、国家内の機関としての社会的行政である (Stein 1866: 31)。他方で、国家行政がこのような介入することへの正統性の基礎はどこにあるのか。シュタインはこれをもはや法治国家的な、形式化・一般化可能な問題として捉えず、むしろ実質的内容による基準により応えようとした (Pankoke 1970: 198)。それが正統性の内的な基準である、国家に公的に承認された自由な人格性 *Persönlichkeit* という理想である (Stein 1866: 10)。つまりシュタインは、シェフレと同様、モールの法治国家的な施策よりはるかに積極的に、国家の役割を社会改良のプログラムの担い手として捉えていた。

以上のように、19世紀半ばの一部の知識人は、国家と社会の分立という問題を、各々の術語系のもと、特にその認識枠組みの変容に焦点をあて論じた。また同時に、この問題性への具体的処方箋として、積極的・消極的な形で社会政策的提言がなされた。改めて進化的に振り返れば、19世紀ドイツを事例とする学術システムは、19世紀初頭の国制改革を環境的な契機として、多様な国家とその外部をめぐる認識枠組みのバリエーションを生じさせた。そのなかで50年代以後とりわけ活発化したのが、問題含みな「社会」ならびに「国家が社会における問題を処理しうる存在である」という認識枠組みであり、それが学術システム内部で反復され、定着した<sup>8</sup>。

こういった学術システムの進化は、第二節末尾で提示した第三の点、すなわち政治システムのさらなる作動に対する環境としても捉えることができる。例えば 1872 年 11 月 7 日に行われた「社会問題に関するプロイセン＝オーストリア会議」で、当時のプロイセンでの代表的な保守派議員ヘルマン・ヴァーゲナーは以下のように述べている。

... 実り豊かな仕方でも問題を論じるためには、人は労働問題だけで我慢しておこうとはいかず、現在の社会の全体的な状況として、広い意味での社会問題を注視しなければならないのであり、もし社会問題を討議し、処理したいのであれば、それを現代社会の全体的状況に関わり合わせねばならないという見解から、我々は出発している。

(...) だがさらに、このような課題の解決は社会のみにあてがわれ、委ねられるのではなく、国家と政府もまた、これらのものに政治的形式を与えることに着手しなければならないということもまた、おそらく正しいだろう (Tennstedt u. Winter 1994: 339)。

ヴァーゲナーは 1880 年以後議論され始めた、疾病保険を始めとする一連の社会保険政策の成立を主導した政治家である。この答弁から解釈できるのは、政治家であるヴァーゲナーもまた、上で論じた三者と同様の論理で、(ここでは労働問題からの拡張という意図が見られるが) 同時代における普遍的問題としての「社会」を発見し、国家によるそれへの対処を主張していたということである。そこでは国家が全てを掌握しようとしたり、過去の身分制に回帰することが志向されているわけではない。だとするならば、「国家と社会の区別」は学術システム(国

家学・国民経済学)において定着することにより、政治システムのさらなる作動(制度形成)にとり、新たな「刺激」となっていたのではないか。

これを裏付ける同時代の政策展開は今後の分析課題となるが、例えば 1879-80 年の帝国議会における、労災保険法案を巡って争われた議論は、政治家の認識が実定化していく過程として示唆的である。すなわちそこでの争点は、労働者境遇改善のための保険制度を国家により管理・運営し低所得労働者の保険料を肩代わりするという、ビスマルクの「恩恵を施す国家」という構想と、この構想が国家社会主義であると危険視し、個人の自発性を強調する経済自由主義を唱えた自由主義政党との対立にあった(大内 2014: 156-7)。

ここからは、(あくまで素描にとどまるが)学術システムがその進化によって生成させていった「国家と(問題としての)社会」という形式を、政治システムもまた自身の作動において、レリバントな環境として観察していたということが示唆される(Luhmann 1986a: 68; Luhmann 1986b: 86)。以上の議論をまとめれば[図2]のようになる。

以上のような分析から、「国家と社会の区別」という図式に関しても、以下のような見解を打ち出すことができる。すなわちこの図式は、自律的な政治的決定を創出する主体である政治システムと、社会の部分領域である学術システムが、相互に他方を「環境」として観察することのできる形式として機能していた。ルーマンはこのような、システム間の結びつきを、相互的な確定ではなく、また外部から計算可能な相互作用としてでもなく、互いを環境として相互的に刺激を生成する構造的カップリングの関係と捉えている(Luhmann 2000: 394 = 2013:

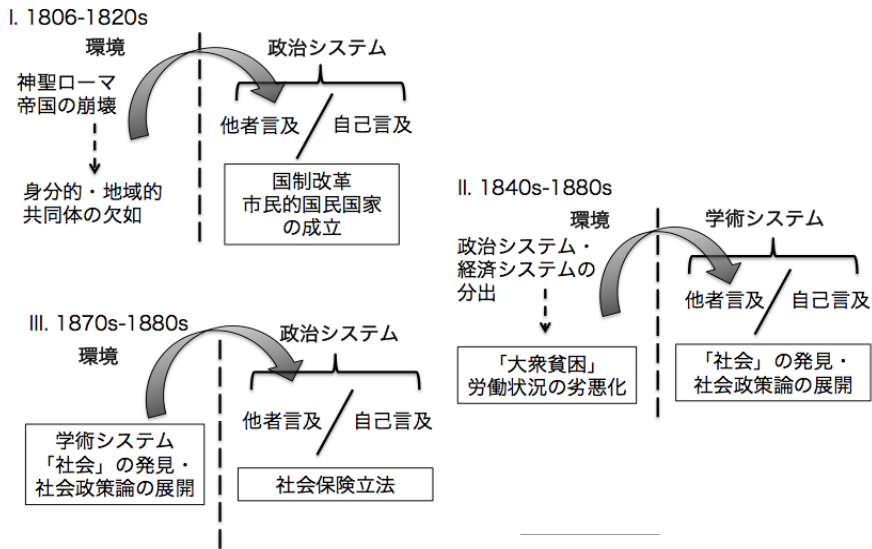


図2 政治システムと学術システムの共進化的状況

480-1)。本稿の分析は、ルーマンにより「助言 Beratung」(Luhmann 2000: 393=2013: 480) という形式でなされるとみなされた学術システムと政治システムの構造的カップリングが、両者の相互観察によって成立する共進化にとり、いかなる位置を占めているかという問題を、具体的な事例のもと示すものでもある<sup>9)</sup>。

## 5 結論と課題

序論で示したように従来の研究では、ルーマンのいう近代社会における政治システムの作動は歴史具体的にどのような事態を指すのかが十分に明らかでなく、これが経験的分析のためのモデルとしていかなる特殊性をもちうるのかについても検討されていなかった。そこで本稿では、既存の政治社会学的研究と比較しつつ、彼の自己言及的な政治システムの理論とそれを前提した進化理論を検討した。

それにより、この理論枠組みが既存の諸枠組

みと同様に政治の自律性を強調しつつ、その外部を個々のアクターとしてではなく、同等の構造を有した他の機能システムによって構成される「環境」としてより多面的に捉えていたことが明らかとなった。さらには機能システム間で交わされる刺激による関連は「共進化」として動的に捉えられていた。

3以降では、政治システムの挙動を特にその環境である学術システムとの結びつきから考察するために、両者の共進化の一端を具体的に示すことが目指された。「国家と社会の区別」という19世紀半ばにおけるドイツの学問潮流は、両者の相互観察による構造的カップリングに介在した形式であったと考えられる。もちろん、政治システムにとっての環境変動をより歴史的記述するとすれば、本稿で扱ったような学術システムだけでなく、様々な制度形成に関わる実証的なデータや、宗教システムや経済システムの挙動についても検討しなければならない。ま

た「社会」の発見や社会政策的議論にかんするコミュニケーションだけでなく、1871年に実現するドイツ統一をめぐるコミュニケーションに焦点を当てれば、学術システムと政治システムにおける異なる構造的カップリングと進化の形式も見出されうる。これらについては今後の課題である。

以上のように、ルーマンの政治システム論が有する理論的意義は、経験的な分析によって、明確に汲み取ることができる。この理解から理論内在的な批判を超え、彼の機能分化社会や機能システムの分出等の諸命題の当否を問い、その着想を生かすような個別研究が展開されうるだろう。本稿はそのための方針を提示し、実践可能性を確認したにすぎない。

## 注

<sup>1</sup> このような方針自体は既存のルーマン研究も取りうるものである。例えばルーマンの政治理論を包括的に考察した代表的論者であるシュテファン・ランゲは、ルーマンの議論は既存の仮説における誤りの発見を容易にするような、経験的な研究のための方向付け仮説 *Orientierungshypothese* であると主張する (Lange 2003: 23)。しかし、このような経験的・分析的政治学への貢献可能性を指摘しつつ、ランゲ自身の関心は、ルーマン政治理論の全体を、いかなる同時代的な対抗関係や批判対象のもとで位置づけるかということにあった。そこで示された結論のひとつは、「ルーマンの政治システムの理論は、彼の主張に反して経験的なものではなく、機能分化という中心理論に完璧に適応する、架空の政治システムの規範理論である」というものであった (Lange 2003: 266)。また同様の問題関心から、ルーマンにおける機能分化社会の原像を19世紀ドイツにおける市民的自由主義の系譜に位置付ける論考として (小山 2015) がある。本稿の試みは、

このようなルーマンの社会理論・社会システム理論が有する規範的含意に留意しつつ、あくまでその政治 (システム) 理論につき、経験的なポテンシャルを検討するものである。またランゲのこの主張については、すでに Fietz (2005) や井口 (2014) において疑義が呈されている。

<sup>2</sup> 本節以下では多様なルーマンの叙述のなかでも、自己言及的なシステム論を明確に提示していった80年代以降の文献を検討する。邦訳があるものは基本的にそれを参照しているが、適宜訳文を変えてある。

<sup>3</sup> 今日の政治学・行政学的研究においては、この入力/出力図式はより精緻化されている。たとえば政治的決定の産出に際し見出される人々の参加の質や少数意見を汲み取る仕組み (処理能力 Throughput)、市民の要求 (入力) に対する政策の実効性 (出力の実効性 effectiveness) に着目し、入力/出力関係の多様性が議論されている (Bekkers and Dijkstra et al 2007: 44-6)。システムによる環境への出力がいかにしてなされるのかに関し、このような近年の動向はルーマンの議論と比較しうる議論を提供している (註9)。

<sup>4</sup> ルーマンの進化理論につき、彼自身の議論のほか赤堀 (2013) も参考にした。

<sup>5</sup> 割田 (2012: 2章) ではプロイセン国民代表制に関して、改革を主導した官僚の初期構想や、制度導入期における暫定国民代表会議、全国レベルでの代表制の挫折と州議会制の成立につき、詳細に論じられている。本稿でもこの分析を主に参照した。

<sup>6</sup> 権力のコード化、すなわち政治的決定に関する当該領域に関わる事象のすべてが、権力に関する選好コードに従って分類されるようになるという事態は、より詳細な歴史的検証を必要とするであろう。これは例えば、それまで政治勢力としての基盤を有していた宗教的権威が一連の改革で失墜することにより、政治的決定が教会の組織の合理性



ではなく、政治内部での関係性によってのみ規定されるようになるということの意味する。これを立証するには、世俗化・陪臣化が事実上実現した1803年の帝国代表者会議主要決議 *Reichsdeputationshauptschluss* 等も詳細に分析しなければならないだろう。

<sup>7</sup> モールとシェフレにおける見解の相違については、前者がヴェルテンブルクという自由主義的国制を前提しつつ議論を展開したということのほか、二人の間に30年ほどの世代差があることに考慮する必要がある。本稿では十分に展開できなかったが、さらなる研究においては、地域差や世代差に留意しつつ、三月革命以後の19世紀ドイツ知識人における議論の分布を明らかにした上で、「国家と社会の区別」の位置価を測定することであろう。

<sup>8</sup> 同時代的な認識枠組みのバリエーションとしては、社会問題に対し国家の全面化を志向するハインリヒ・トライチュケや、キリスト教的秩序（ロマン・カトリズム）により身分制の復興を志向するフランツ・バーダーらをここでは想定している。例えばトライチュケは自由主義の系譜にあるモールらの思考に対し、国家一元論的なモデルを構想した。そこではあらゆる要素は国家との関係でのみ理解され、それゆえ様々な社会的存在は個人の解放としてはなく政治的統合の問題とされる。それゆえ「国家学とは社会政策的である。それは、いかに人民の統一性 *Volkseinheit* の思考が、人民の特殊な諸努力の多様性において実現されるかを、示さなければならない」（Treitschke 1859: 82-3）。逆に言えば常にすでに社会的なものは政治的であるため、「社会的な」政治は過剰である（Treitschke 1859: 71）。

これらの議論との拮抗関係から、国家と社会の自由主義的区別を維持しつつ社会政策的提言を行う論者が「選択」され、学術システム（の部分システム）において定着していったという本稿の主

張は、他の潮流との論争や同時代における大学での位置などが十分検討されていないため、あくまでさらなる分析のための仮説にとどまる。

<sup>9</sup> このような構造的カップリングによる現象の定式化に加えて、機能領域間の結びつきを一方から他方への因果的影響として短絡することなしに、より精緻に経験的研究を展開するための社会システム論的道具立てとして、作用 *Leistung* という観点も重要である。ルーマンは特定の部分システムを論じる際、その機能と作用を概念上区別した（Luhmann 1997: 757= 2009: 1045-6）。前者がある部分システムのはたらきを全体社会に準拠して観察した際に見出されるものであるのに対し、後者は全体社会内部の他のシステムに準拠して観察されたものである。例えば特定のシステムAが他のシステムBの環境とみなされた際、BはAの多様な作動群から、何を意義のある環境としてみなすのかということが問題になる。BがAを重要な環境として観察し、Aの「作用」がBにおいて生じるのは、AのはたらきがBの構造に適合する、Bの作動の前提として受け入れられる場合である（Luhmann 1981:84=2007: 88）。それゆえ何か特定の機能をAが全体社会にたいして有していたとしても、それによりBの作動がすべて左右されるわけではない。本稿の事例でいえば、19世紀半ば以降の政治システムでは、国制改革が主導した構造変動により、国法学など学術システムでの種々多様な成果が、実践的な「知識」として政治的コミュニケーションの俎上に載せられたと考えられる。しかし本稿の仮説にのっとれば、そのなかで「国家と社会の区別」という形式を維持した社会の問題化のみが、ヴァーゲナーの答弁のような形でその後の政策論争を規定する、意義のある観察図式として政治システムのコミュニケーションに定着した。だとするならばこれは、学術システムがもたらした政治システムへの特定の「作用」としてみなすことができよう。

この概念により、数ある学術システムの作動のなかから何が政治システムの環境として作用し、何

が作用しなかったのかというような、経験的な比較検証が可能となる。

## 文献

- 赤堀三郎, 2013, 「社会の進化を考える —— 社会学理論からのアプローチ」伊藤陽一・浅野智彦・赤堀三郎・浜日出夫・高田義久・粟谷佳司編『グローバル・コミュニケーション —— キーワードで読み解く生命・文化・社会』, ミネルヴァ書房, 54-70.
- Bekkers, Victor, Geske Dijkstra, Arthur Edwards and Menno Fenger eds., 2007, *Governance and the Democratic Deficit: Assessing the Democratic Legitimacy of Governance Practices*, Hampshire: Ashgate.
- Berner, Frank, 2008, *Der hybride Sozialstaat: Die Neuordnung von öffentlich und privat in der sozialen Sicherung*, Frankfurt a.M.: Campus.
- Conze, Werner, 1962, "Das Spannungsfeld von Staat und Gesellschaft im Vormärz," Werner Conze Hg., *Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815-1848*, 207-69.
- Easton, David, 1953, *The Political System: A Inquiry into the State of Political Science*, New York: A.A. Knopf. (= 1976, 山川雄巳訳『政治体系』ペリかん社.)
- , 1957, "An Approach to Analysis of Political Systems," *World Politics*, 9(3): 383-400.
- Fiez, Stefan, 2005, "Stefan Lange: Niklas Luhmanns Theorie der Politik. Eine Abklärung der Staatsgesellschaft," *Politische Vierteljahresschrift*, 46(2): 345-6.
- Huber, Ernst Rudolf, 1990, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789 Bd.1: Reform und Restauration 1789 bis 1830*, 2. Aufl., Stuttgart Berlin Köln: W. Kohlhammer.
- 井口暁, 2014, 「ルーマンの政治理論は何を目指したのか (上)」『京都社会学年報』22: 69-88.
- 木村周市朗, 2000, 『ドイツ福祉国家思想史』未来社.
- Koselleck, Reinhart, 1962, "Staat und Gesellschaft in Preußen 1815-1848," Werner Conze Hg., *Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815-1848*, Stuttgart: Ernst Klett, 79-112. (= 1982, 成瀬治訳「プロイセンにおける国家と社会: 1815年-1848年」成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店, 435-85.
- 小山裕, 2015, 『市民的自由主義の復権 —— シュミットからルーマンへ』勁草書房.
- Lange, Stefan, 2003, *Niklas Luhmanns Theorie der Politik: Eine Abklärung der Staatsgesellschaft*, Wiesbaden: Westdeutscher Verlag.
- Lees, Andrew, 1974, *Revolution and Reflection: Intellectual Change in Germany during the 1850's*, Hague: Martinus Nijhoff.
- Luhmann, Niklas, 1981, *Politische Theorie im Wohlfahrtsstaat*, München: Günter Olzog. (= 2007, 徳安彰訳『福祉国家における政治理論』勁草書房.)
- , 1986a, "Die Unterscheidung von Staat und Gesellschaft," ders. *Soziologische Aufklärung 4*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 67-73.
- , 1986b, "Staat und Politik: Zur Semantik der Selbstbeschreibung politischer Systeme," ders. *Soziologische Aufklärung*

- 4, Opladen: Westdeutscher Verlag, 74-103.
- , 1990a, *Essays on Self-reference*, New York: Columbia University Press.
- , 1990b, *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. (=2009, 徳安彰訳『社会の科学 1, 2』法政大学出版局.)
- , 1992, *Beobachtungen der Moderne*, Opladen: Westdeutscher Verlag. (= 2003, 馬場靖雄訳『近代の観察』法政大学出版局.)
- , 1997, *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. (= 2009, 馬場靖雄・赤堀三郎・菅原謙・高橋徹訳『社会の社会 1, 2』法政大学出版局.)
- , 2000, *Die Politik der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. (= 2013, 小松丈晃訳『社会の政治』法政大学出版局.)
- Mann, Michael, 1993, *The Source of Social Power Vol.2: The Rise of Classes and Nation-States, 1760-1914*, Cambridge: Cambridge University Press. (= 2005a, 2005b, 森本醇・君塚直隆訳『ソーシャルパワー：社会的な〈力〉の世界歴史 I 上・下』)
- Mohl, Robert, 1844, *Die Polizeiwissenschaft nach den Grundsätzen des Rechtsstaates 1, 2*, 2. Aufl., Tübingen: H.Laupp'schen Buchhandlung.
- , 1851, "Gesellschafts-Wissenschaften und Staats-Wissenschaften," *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 7(1): 3-71.
- Nolte, Paul, 1990, *Staatsbildung als Gesellschaftsreform: politische Reformen in Preußen und den süddeutschen Staaten 1800-1820*, Frankfurt a. M.: Campus.
- 大内宏一, 2014, 『ビスマルク時代のドイツ自由主義』彩流社.
- Pankoke, Eckert, 1970, *Soziale Bewegung - Soziale Frage - Soziale Politik: Grundfragen der deutschen Sozialwissenschaft im 19. Jahrhundert*, Stuttgart: Klett.
- , 1977, "Sozialpolitik zwischen staatlicher Systematisierung und situativer Operationalisierung: Zur Problem- und Programmgeschichte sozialer Politik," Christian von Ferber und Franz-Xaver Kaufmann Hg., *Soziologie und Sozialpolitik*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 76-97.
- 佐藤成基, 2006a, 「国民国家の社会理論 —— 「国家」と「社会」の視点から」富永健一編『理論社会学の可能性 —— 客観主義から主観主義まで』新曜社, 133-154.
- , 2006b, 「国家の檻 —— マイケル・マンの国家論に関する若干の考察」『社会志林』53(2): 19-40.
- , 2009, 「国家／社会／ネーション —— 方法論的ナショナリズムを超えて」佐藤成基編『ナショナリズムとトランスナショナリズム —— 変容する公共圏』法政大学出版局, 13-31.
- Schäffle, Albert, 1861a, "Der gegenwärtige Standpunkt der wissenschaftlichen Polizei und Politik," *Deutsche Vierteljahresschrift*, 24(2): 1-39.
- , 1861b, "Mensch und Gut in der Volkswirtschaft oder der ethisch-anthropologische und der chrematische Standpunkt in der Nationalökonomie mit besonderer Rücksicht auf die Grundprincipien der Steuerlehre," *Deutsche Vierteljahresschrift*. 24(4): 232-307.
- , 1870, *Kapitalismus und Sozialismus mit besonderer Rücksicht auf Geschäfts- und Vermögenformen: Vorträge zur*

*Versöhnung der Gegensätze von Lohnarbeit und Kapital*, Tübingen: H.Laupp'schen Buchhandlung.

Stein, Lorenz, 1850a, *Der Begriff der Gesellschaft und die sociale Geschichte der französischen Revolution bis zum Jahre 1830* 1, Leipzig: Otto Wigand. (= 1991, 森田勉抄訳『社会の概念と運動法則』ミネルヴァ書房.

———, 1850b, *Der Begriff der Gesellschaft und die sociale Geschichte der französischen Revolution bis zum Jahre 1830* 3, Leipzig: Otto Wigand.

———, 1866, *Die Verwaltungslehre* 2, Stuttgart: Cotta.

Tennstedt, Florian und Winter Heidi, Bearb., 1994, *Grundfragen staatlicher Sozialpolitik: Die Diskussion der Arbeiterfrage auf Regierungsseite vom Preußischen Verfassungskonflikt bis zur Reichstagswahl von 1881. Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Sozialpolitik: 1867 bis 1914, I. Abteilung, Band 1*, Stuttgart u.a.: Gustaf Fischer.

Tilly, Charles, ed., 1975, *The Formation of National States in Western Europe*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.

Treitschke, Heinrich, 1859, *Die Gesellschaftswissenschaft: Ein kritischer Versuch*, Leipzig: G. Hirzel.

割田聖史, 2012, 『プロイセンの国家・国民・地域 ——19世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』有志舎.

【付記】本稿は JSPS 日独共同大学院プログラム、ならびに科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（さかい こうすけ、東京大学大学院総合文化研究科博士課程／日本学術振興会（DC2）、  
ksakai10506@gmail.com）  
（査読者 小山裕、高橋徹）

# **Co-evolution of the Political and the Academic Systems:** Based on “The Separation of State and Society” in Germany during The 19th Century *Kosuke SAKAI*

This paper addresses how applicable Niklas Luhmann’s sociological theory is as a method for historical analysis. Luhmann’s social theory clarifies political characteristics through a self-referential system theory and a concept of the functional and differentiated society standing behind it. According to his theory, the mutual structural changes under the political and other systems, which have not been thoroughly analyzed by conventional political-sociological studies, are formulated as the co-evolution of functional systems. This paper embodies this theoretical framework citing two concrete cases in Germany during the 19th century: The Prussian reform (1806-1823) and the epistemological discovery of the social sphere (1844-1870). Through the analysis of these cases, the author shows that they are not separate events, but results of the development of the co-evolution of a political and a academic system based on a particular reference point: The Separation of State and Society.